平成２６年（フ）第３６号
広島県三次市畠敷町1703番地１　コーポ末丸306
債務者　江角　聡美
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第９４１号
さいたま市北区奈良町79番地85、旧住所さいたま市北区日進町１丁目900番地17
債務者　徳田　智子（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９４８号
さいたま市西区大字指扇2668番地　パレスコーポ指扇301号室、旧住所栃木県宇都宮市六道町６番４号
債務者　仁木　洋子（旧姓熊手）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９５２号
埼玉県戸田市下戸田２丁目13番22―207号
債務者　佐藤　睦美
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９６４号
さいたま市西区プラザ40番９号
債務者　田中　雄祐
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９６８号
埼玉県北本市栄７番地　１―12―203
債務者　高橋　清美
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９７４号
埼玉県上尾市向山２丁目３番地11　サンラザール上尾101
債務者　野口　孝政
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９８９号
埼玉県北本市二ツ家４丁目244番地３
債務者　松本　　学
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９９６号
埼玉県蓮田市西新宿１丁目91番地　グランハイム宮沢Ａ―103号
債務者　佐藤八千男
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２８号
沖縄県名護市字宇茂佐913番地９　メゾンＣＯＣＯ502
債務者　川本　　剛
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第２０７号
北海道千歳市寿３丁目10番19号
債務者　伊藤　美鈴（旧姓加藤・岩渕）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１６２号
札幌市中央区南８条西10丁目1278番地　Ｓ．ＳＢＬＤⅢ305号
債務者　山崎　圭代
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２３７号
札幌市北区太平11条６丁目１番22号　かわだマンション２Ｆ―Ｄ号
債務者　野々瀬節子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３３３号
札幌市豊平区中の島２条10丁目６番１―203号
債務者　佐藤　幸一
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３３４号
札幌市豊平区中の島２条10丁目６番１―203号
債務者　佐藤加奈江（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３６７号
北海道石狩市花川北６条２丁目133番地　ノースハイムテラダ202号
債務者　小野　正幸
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３６８号
北海道石狩市花川北６条２丁目133番地　ノースハイムテラダ202号
債務者　小野由美子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部